

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
(㊦)	(㊦)	(㊦)	(㊦)	○	○

※該当箇所に すること。

政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国 (2都道府県以上)

(ふりがな)

きむらたろうはくさんかい

1 政治団体の名称

木村太郎白山会

2 主たる事務所の所在地

東京都港区^サ4-11-3 エフロントビル
~~東京都中央区新富2-3-4~~
~~(株)ビル代行内~~
 グローブエンズ(株)内

3 代表者の氏名

鈴木 貞一郎

4 会計責任者の氏名

佐々木 俊一

5 平成 26 年分

団体コード	1	1	7	0	1	2	1	9	2	0	0	0	1	0
前年繰越額	3, 163, 680 円													

事務担当者の氏名 菅原 美穂

電話番号 03-3508-7407

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 木村 太郎

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日 から
 平成 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日 から
 平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

1024

113890



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,258,981
(前年からの繰越額)	3,163,680
(本年の収入額)	1,095,301
支 出 総 額	3,466,169
翌年への繰越額	792,812

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	455,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	35

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	220,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	220,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	220,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	役員会・総会	420,000	H.26.4.23 ホテルグランドヒル市ヶ谷
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	420,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	301	
	合 計	301	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	嶋田 雅景	10,000	H26/4/24	東京都目黒区柿の木坂2-27-22	会社役員		
2	山崎 和夫	10,000	H26/4/25	千葉県千葉市美浜区真砂3-13-6-408	会社役員		
3	立川 久夫	10,000	H26/4/25	東京都江東区塩浜2-1-8-1105	会社役員		
4	木村 得玄	10,000	H26/4/30	東京都三鷹市下連雀4-18-20	代表役員(僧侶)		
5	笹谷 伸雄	10,000	H26/5/9	富山県射水市庄西町1-13-4	会社役員		
6	小澤 孝	10,000	H26/5/12	東京都新宿区新宿4-4-16	会社役員		
7	橋本 巖	100,000	H26/5/16	埼玉県朝霞市溝沼6-19-4	会社役員		
8	山河 正信	10,000	H26/5/19	千葉県八千代市村上1113-1-3-17-102	会社役員		
9	鈴木 隆	10,000	H26/5/20	千葉県松戸市松飛台553-13	会社役員		
10	西村 信二	10,000	H26/5/27	愛知県名古屋市昭和区東畑町一丁目16番地	会社役員		
11	染谷 真人	10,000	H26/6/4	東京都中央区日本橋箱崎町39-3	会社役員		
12	荻原 富保	10,000	H26/6/13	東京都中野区中野3-34-32-503	会社役員		
13	藤田 良久	10,000	H26/9/8	富山県富山市有沢55-2	会社役員		
14							
15							
	その他の寄附	0					
	合計	220,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
(1) 支出の総括表				
1	経常経費			
(1)	人件費	0	0	
(2)	光熱水費	0	0	
(3)	備品・消耗品費	22,050	0	
(4)	事務所費	29,216	0	
	小計	51,266	0	
2	政治活動費			
(1)	組織活動費	0	0	
(2)	選挙関係費	0	0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費	414,903	0	
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
	イ 宣伝事業費	0	0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
	エ その他の事業費	414,903	0	
(4)	調査研究費	0	0	
(5)	寄附・交付金	3,000,000	0	
(6)	その他の経費	0	0	
	小計	3,414,903	0	
	合計	3,466,169		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	印刷代	22,050	H26/3/24	国会印刷センター	東京都新宿区大久保2-5-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	22,050				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	監査料	10,800	H26/5/27	ベリタス法律事務所	東京都港区赤坂8丁目5-32田中 駒ビル1階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	18,416				
	合 計	29,216				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					役員会・総会（平成26年4月23日）	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	郵送代	11,200	H26/3/19	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	会場代	14,861	H26/4/23	ホテルグランドヒル 市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町4-1	
3	会場代	74,844	H26/4/23	ホテルグランドヒル 市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町4-1	
4	会場代	263,782	H26/4/23	ホテルグランドヒル 市ヶ谷	東京都新宿区市谷本村町4-1	
5	会議代	20,700	H26/4/23	(株)木曾路 素材屋 市ヶ谷店	愛知県名古屋市長和区白金3- 18-13	
6	郵送代	17,232	H26/5/2	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		12,284				
合 計		414,903				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	寄付	3,000,000	H26/11/19	あすなる21懇話会	弘前市親方町43	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	3,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

【エラーチェック済】

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年 4月24日

政治団体の名称 木村太郎白山会

会計責任者の氏名 佐々木 俊一



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成27年4月24日

木村太郎白山会
代表 鈴木 貞一郎 殿

登録政治資金監査人  遠藤 幸子
登録番号 第 861 号
研修了年月日 平成21年4月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、木村太郎白山会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、木村太郎白山会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると遠藤幸子が判断したため、木村太郎白山会の従たる事務所（東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館809号室）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

木村太郎白山会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、木村太郎白山会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上